

令和5年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和5年10月27日
法人名	社会福祉法人ぱれっと

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>次のとおり評議員会の手続きについて、法令に反している事例があった。</p> <p>○評議員会の招集手続きについて</p> <p>理事会の決議により次の事項を定め、理事が評議員会の1週間(中7日間)前、定時評議員会の場合は2週間(中14日)前までに評議員に通知を行わなければならない。</p> <p>①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合はその旨)</p> <p>貴法人において、第2回評議員会開催通知が令和4年7月23日に発出され、令和4年7月29日に開催されており、また、第3回評議員会開催通知が令和5年4月6日に発出され、令和5年4月13日に開催されているため、いずれも評議員会の1週間(中7日間)前までに通知が行われていなかった。</p> <p>今後、評議員会の招集に際し適切な手続きを行うこと。</p>	<p>「中7日間」「中14日間」必要であるとの認識ができていなかった。</p> <p>今後は法令に沿い、「中7日間」および「中14日間」を遵守して通知を発出いたします。</p>	<p>次回理事会・評議員会開催の時</p>
<p>理事は理事長や他の理事の職務の執行を監視する役割を果たすため、各理事と特殊関係にある者及び当該理事の合計が、理事の総数の3分の1を超えてはならないとされているが、貴法人は令和4年度の理事について、特殊関係にある者が上限を超えて含まれていた。</p> <p>また、監事のうちに、各役員と特殊関係にある者が含まれていた。</p> <p>今後、理事及び監事の選任については適切に行うこと。</p>	<p>令和5年度、特定非営利活動法人evergreen総会で理事及び監事は退任し、後任者へ引き継いだ。</p>	<p>令和5年6月1日</p>
<p>登記事項に、変更が生じた場合、資産の総額については、会計年度終了3ヶ月以内に変更登記することとされているが、令和5年8月10日時点の履歴事項全部証明書を確認したところ、令和4年度の資産の総額の変更登記がなされていないかった。</p> <p>今後は期限を遵守し、適切に変更登記を行うこと。</p>	<p>令和4年度、法人立ち上げ当初の理事長重任届を行っていなかったため、資産総額の変更申請を行うことができていなかった。</p> <p>重任届及び資産の総額変更届を作成し、鳥取地方務局へ9月28日に提出した。</p>	<p>令和5年11月1日予定</p>